

1) 定期調査報告の内容

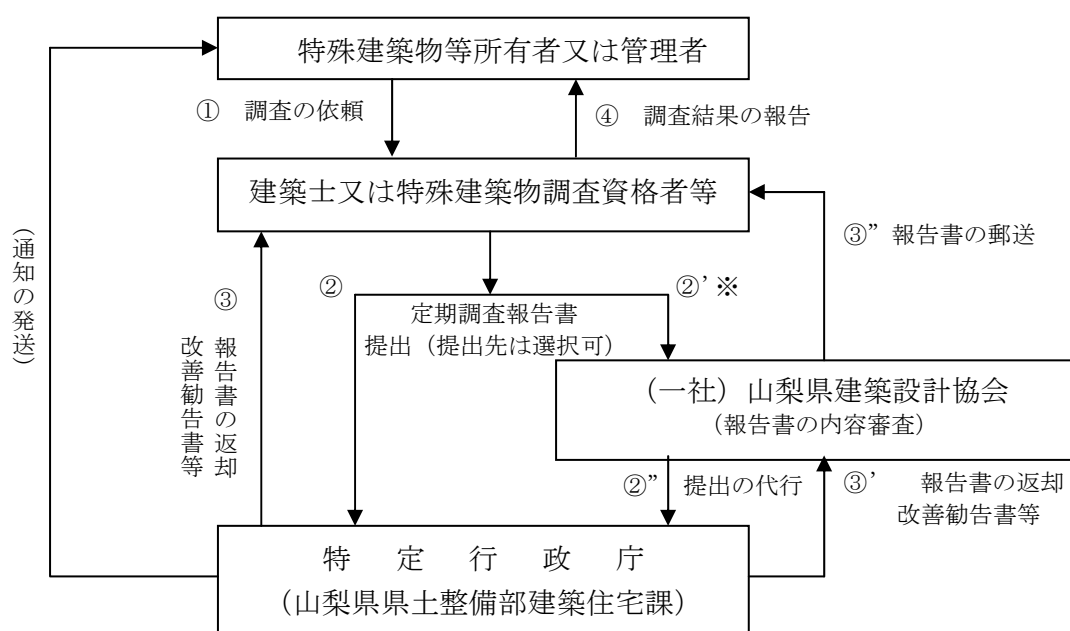
建築物等の敷地構造及び建築設備の安全、防火避難に関する事項です。

2) 定期調査報告の方法

特殊建築物等の所有者と管理者が異なる場合には、管理者が報告義務者となります。
建築士又は特殊建築物調査資格者等に、調査（検査）を依頼し、その結果を規定の報告書に記入して、正・副合わせ2部を山梨県建築住宅課窓口または、（一社）山梨県建築設計協会に提出してください。

○県への提出②は郵送でもできます。なお、③の報告書の返却は県へ取りに来ていただくこととなりますが、郵送もできますので希望される場合は切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※（一社）山梨県建築設計協会に提出した場合は、受付時にその場で報告書の内容を審査し、その後、郵送により報告書（副本）を返却しますので、手数料が必要となります。



(定期調査報告のフローチャート)

○ なお、昇降機（エレベーター、エスカレーター、小荷物運搬専用昇降機等）及び遊戯施設については、下記の地域法人が提出窓口になっております。

・一般社団法人 北関東ブロック昇降機等検査協議会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-9-2 (小川町共同ビル6階)

TEL 03-3295-6159

問い合わせ先

・山梨県県土整備部建築住宅課建築防災担当

〒400-8501 甲府市丸ノ内1丁目6-1

TEL 代表 (055) 237-1111 (内線 7674)

直通 (055) 223-1734

・（一社）山梨県建築設計協会（建築士の紹介・斡旋を行います）

〒400-0031 甲府市丸ノ内1丁目14-19

TEL (055) 232-5770